

表紙を含めて全11ページのため一部のみ紹介させていただきます。

専任監視業務に係る教育

監視とは

警戒して見張ること。また、その人

監視の種類

専任監視 交互監視

1. 専任監視者の定義と責務

「専任監視者」とは、班長の指示・命令を受け、**作業員の行動監視**を行い**作業の安全を確保**する者をいい、作業員および資機材等が活線に近づかぬよう**監視**し、**作業の安全確保**に当たる。

監視は、**最適な位置**で作業員に対し、**拡声器・無線機・笛等適切な方法**で**危険防止**のための**注意**をあたえ、作業状況・安全施設・周囲状況等を把握し、**作業員の危険な行動・第三者の危険個所への接近・その他危険な状況の排除**に努める。

なお、専任監視による作業では、監視に専念し作業に直接係らない。また、**監視箇所を離れてはならない**。

作業中に危険のおそれが生じた場合は、直ちにそれを**排除する措置**を講じ、安全管理責任者と協議し危険を繰り返さないよう対策を行う。

専任監視者は**「専任監視者の役割と責務」**を明記したカードを作業前に班長より受領し、**日々安全意識の高揚**を図る。なお、作業終了後は専任監視者から班長へ手渡しにより返却する。

2. 専任監視者の配置が必要な作業（東北電力NW㈱）

架空送電線路 工事施工標準仕様書【総括編】（第11回改正）

(1) 活線作業（活線点検等）

(2) 活線近接作業

(3) 専任監視者を配置する作業

- a. 充電部近接作業および発・変電所構内作業
- b. 同一支持物で活線回線がある停止作業
- c. その他、特に専任監視者を必要とする作業

(4) 危険木の伐採作業（危険木作業等必要な都度、配属する）

伐採工事施工標準仕様書（第6回改正） P5、P12、P19

3. 活線作業の種別

活線作業とは活線工具を使用して充電部に触れて行う、または、触れるおそれのある作業をいい、活線で実施する作業を標準とする。

ただし、作業環境・作業工程等から活線作業での実施が適切でないと判断される場合は、停止作業で実施する。

なお、**活線作業は特別教育**（労働安全衛生規則第36条4項）の受講修了者が作業に従事する。

専任監視者が「専任監視者の役割と責務カード」を身に着けて現場で活用しています。

